

2008年2月22日

石川県知事

谷本正憲様

北陸電力に原発運転の資格なし！
全国署名運動
共同代表 嶋垣利春
〃 中垣たか子

申 入 書

志賀原発1号機の運転停止から11ヶ月、2号機の運転停止から1年6ヶ月が経過しました。この間、県民は志賀原発による電気を使用せず、停電にみまわれることもなく暮らしてきました。能登半島地震発生時も含め、原発事故の危険に怯えることなく過ごすことができました。

多くの県民が、このまま志賀原発が止まっていることを願う中、北陸電力は地元住民を対象とした説明会を重ね、志賀原発への視察も積極的に受け入れるなど、今春の運転再開に向けた取組みを強化しています。3月に予定される再発防止対策検証委員会の報告、新耐震設計基準に基づくバックチェックの中間報告、そして現在進められている2号機の「耐震裕度向上工事」の完成を受け、再稼働の申し入れがあるのではないかと危惧します。

志賀原発の運転再開に反対する理由については、昨年10月30日の申し入れで指摘をさせていただきます。臨界事故隠しについては、極めて不十分な原因究明の下で的はずれな再発防止策を打ち出して、100%の達成率を自慢されても、県民にとっては不安が募るばかりです。

さらに耐震問題が全国民の大きな関心事になっています。署名運動開始後に発生した中越沖地震は、国の安全審査が電力会社の立地ありきの形式的な地質調査にお墨付きを与えるだけで、なんらチェック機能を果たしていない実態を暴き出しました。北陸電力の新たな活断層隠しにも批判が高まっています。北陸電力は2003年の時点で志賀原発の沖合にM7級の地震を起こす活断層の存在を把握したにもかかわらず、安全性に問題なしという国の判断を受け、地元自治体へは報告しませんでした。しかし、この活断層による地震動の評価は、実は志賀原発で設計時に想定した基準地震動S1(将来起こりうる最強の地震による地震動)を上回っており、この事実が設置許可段階で確認されていれば志賀原発の設置許可はありえませんでした。「本来は必要ないが住民の安心のため」という程度の現在の裕度向上工事でお茶を濁し、志賀原発を再稼働するなど論外です。

「北陸電力に原発運転の資格なし！」を掲げ、志賀原発の再稼働に反対する全国署名は昨年11月以降も全国各地から続々と届けられ、本日現在**516,086筆**となりました。臨界事故隠し問題への北陸電力や国、県、志賀町の対応の不信感からスタートした署名運動ですが、その後の中越沖地震は電力会社や行政に対する不信感を「原発は危険だ」という確信に転換させました。北陸電力の活断層隠しは「隠さない企業風土づくり」をうたいながら、何ら「隠す体質」が変わっていないことを白日の下にさらしました。これらが署名運動の大きな推進力になったことはいうまでもありません。

北陸電力が志賀原発の運転再開へ取り組みを進める中、石川県の対応を県内外の多くの人たちが注目しています。以下の申し入れに対し誠意ある対応を求めます。

記

1. 北陸電力から志賀原発の再稼働の申し入れがあっても同意しないこと。
2. 県の責任において、臨界事故隠しの再発防止策や耐震安全性についての県民シンポジウム(仮称)を開催し、広く県民に対して説明責任を果たすこと。
3. 安全協定の改訂、安管協の抜本改革、原子力安全対策室の体質改善を図り、志賀原発の危険から県民を守る行政を確立すること。(別紙「石川県における原子力規制行政の改革について」参照)